

議案第 10 号

宇 建 指 第 2 1 8 号
令和 2 年（2020 年）8 月 20 日

山口県都市計画審議会会長 様

宇部市長 久保田 后子

宇部都市計画区域内における特殊建築物の位置について（諮問）

宇部都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置等の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| (1) 地 名 地 番 | 山口県宇部市大字川上字柚ノ木 229 番の一部、237 番の一部 |
| (2) 用 途 地 域 | 指定なし |
| (3) 防 火 地 域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 建築基準法第 22 条区域、特定用途制限地域 |

- | | | | | | |
|---|-------|-------------------------|------------|-------|-------|
| 2 | 設置者 | 山口県宇部市大字川上字石仏 555 | 宇部協立産業株式会社 | 代表取締役 | 井町 光利 |
| 3 | 用途 | 産業廃棄物処理施設 | | | |
| 4 | 敷地面積 | 3,101.81 m ² | | | |
| 5 | 建築面積 | 0 m ² | | | |
| 6 | 延べ面積 | 0 m ² | | | |
| 7 | 建物概要 | 破砕機 1 基 | | | |
| 8 | 処理能力 | 破砕処理施設：がれき類 367.04t/日 | | | |
| 9 | 周囲の状況 | | | | |

当該敷地は、宇部市の市街地から北側にあり、JR 宇部線 琴芝駅から北東側に直線距離で約 3.5 キロメートル、山陽自動車道 宇部インターチェンジから約 1 キロメートルの距離に位置し、宇部協立産業株式会社が所有する砕石事業地内に設置されるものです。

10 諮問の理由

当該施設は、産業廃棄物のがれき類を破砕処理する産業廃棄物処理施設で、当該施設で破砕処理されたがれき類は、再生路盤材、再生骨材として再資源化するもので、循環型社会の形成にも資するものです。

この施設は、建築基準法第 51 条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、地方公共団体において設置するもの及び廃棄物処理計画、都市計画区域マスタープランに位置付けられたものではないことから、関係機関との協議により同条ただし書の規定を適用しようとするものです。